外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である呉龍淵が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十二年十二月二十四日

東京都港区芝大門二丁目一〇番一二号ＫＤＸ芝大門ビル九Ｆ　精品科技股份有限公司日本における代表者　呉　龍淵

限定承認公告

本籍東京都大田区東雪谷一丁目二五番地、最後の住所東京都大田区大森東一丁目三五番四―二〇四号　被相続人　亡　和田　和夫

右被相続人は平成二十二年九月十六日死亡し、その相続人は平成二十二年十二月十四日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十二月二十四日

東京都大田区大森東一丁目三五番四―二〇四号　相続財産管理人　和田　保子

限定承認公告

本籍横浜市南区永田東二丁目一一番、最後の住所千葉県千葉市美浜区真砂四丁目四番一二号一二〇一　被相続人　亡　益田　國男

右被相続人は平成二十二年四月二十八日死亡し、その相続人は平成二十二年十一月二十五日千葉家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十二月二十四日

東京都世田谷区上馬一丁目一六番三号シャルエール上馬一〇一号室　限定承認者　相川　崇史

限定承認公告

本籍静岡県浜松市中区相生町三〇五番地一、最後の住所静岡県浜松市西区湖東町五九一三番地の二　被相続人　亡　佐藤　博

右被相続人は、平成二十二年十一月十六日死亡し、その相続人は平成二十二年十二月十四日静岡家庭裁判所浜松支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十二月二十四日

静岡県浜松市西区湖東町五九一三番地の二　相続財産管理人　佐藤　忠弘

第二種金融商品取引業の廃止の公告

当社は、平成二十三年一月二十四日をもって第二種金融商品取引業を廃止する事と致しました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第二種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

平成二十二年十二月二十四日

東京都中央区日本橋室町三丁目一番八号　ニチモリアルエステート株式会社　代表取締役　伊井田栄吉

正誤

ページ	段	行	誤	正
一二	上	終りから一〇	この限りではない。	この限りでない。
一七	下	〃七	解除又は	全部又は
一九	上	終りから一一	以外の場合には	を除き
〃	〃	〃五	に限る。	に限る。）。
二二	下	〃八	第三号まで	ハ及びニ並びに第三項各号
〃	〃	〃七	ハ及びニ	第三号までの規定
〃	〃	終りから一七	第三項	
一三	上	〃一八	各号	
〃	〃	〃一一	第三号までの規定	
一四	〃	終りから一八	同条第十四項第四号	同条第十四項第四号

（原稿誤り）

公布農林水産省・経済産業省令第五号（商品取引所法及び商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う農林水産省・経済産業省関係省令の整備及び経過措置に関する省令）

平成二十二年十月十五日（号外第二百十六号）

一五	下	五	法第百九十七条の五第六項	第百九十七条の五第六項
〃	〃	一七～一八	を「取引」に改め	又は若しくは
一六	上	〃	又は	同項第十三号第百五条（
一八	〃	〃	若しくは	第九十条の三第百五条
〃	〃	二三	同項第十三号第百五条（	第九十条の三（
一六	下	終りから四～三	第九十条の三第百五条	同条第二項ただし書
〃	〃	七	「並びに」を「並びに代表者及び」に改め、「の氏名及び住所」を「及び代表者の氏名」に改め	「商品取引員の」を「商品先物取引業者の」
一七	上	終りから一六	同項第十三号第百五条（	経験を有する者から
〃	〃	〃	第九十条の三（	特定当業者
〃	〃	〃	同条第二項ただし書	各号
一八	下	一五～一六	「商品取引員の」を「商品先物取引業者の」	同条第二項
〃	〃	〃	経験を有する者から	前条第二項
一九	上	終りから一二	特定当業者	「合併の認可」を「合併又は分割の認可」に改め、同項第一号を次のように改める。
〃	〃	〃	各号	「又は分割の」を加え、同項第二号中「合併の」の下に「又は分割の」を加える。
〃	〃	〃	同条第二項	「合併の」の下に「又は分割の認可」を加え、同項第一号を次のように改める。
一九	下	終りから一二	「商品取引員の」を「商品先物取引業者の」	株主総会（これに準ずる機関を含む。）
二〇	上	〃一六	経験を有する者から	第百二十三条の見出し中「および」を「及び」に改め、同条中
〃	〃	終りから一〇～九	特定当業者	
〃	〃	〃一七	各号	
〃	〃	〃四	前条第二項	
〃	〃	〃一二～一一	同条第二項	
二一	〃	終りから一一～一二	「合併の」の下に「又は分割の認可」を加え、同項第一号を次のように改める。	
二二	上	終りから三～一九	株主総会	
〃	〃	一二～一一	第百二十三条の見出し中「および」を「及び」に改め、同条中	

二〇ページ下段終りから一一行目までを削る。

二三	下	一～二	商品先物取引仲介業者が法人である場合には、	株主総会
二四	上	一七	法第二百四条第二項	法第二百四条第二項の規定
二五	〃	四、同条		並びに
二七	上	終りから八～七	法第十五条第二項第一号	同号
〃	下	二四	第百六十三条中	第百六十三条中「前条まで」を「第百六十一条まで」に改め、
二八	上	終りから一二	前項第九号	前項第八号
〃	下	九	次条	（次条
三二	上	別表第五中	申込を	申込みを
〃	下	終りから四	19	17
三九	上	〃	20	18
〃	〃	〃	その他のデリバティブ取引	その他のトレーディング商品
四一	〃	〃	一	「商品取引所法」を「商品先物取引法」
四八	〃	〃	「商品取引所」、「商品取引所法」を「商品先物取引法」	加え、「及び第三百十八条第三項」を「並びに第三百十八条第三項」に、
〃	〃	〃	四	第二項
〃	〃	〃	六	同条第二項
〃	〃	〃	七	同条第二項
四九	下	二〇	同条第二項	第二条の規定による廃止前の海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律の規定にする先物取引の基づく立入検査をするする職員の携帯する身分を証明する証明書の様式を定める省令
〃	上	一五～一七	海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律の規定に基づく立入検査をするする職員の携帯する身分を証明する証明書の様式を定める省令	

同日（同号外）農林水産省・経済産業省告示第五号（商品先物取引法第三百二十条第一号及び第二号の規定に基づき、委託者保護基金が保有できる有価証券及び預金をすることができる金融機関を指定する件）

（原稿誤り）

五三	上	終りから九	債権	債券
〃	〃	〃	六利払い	利払

◉号外　十二月二十四日付第二七四号
ジ●四月十六日付（第一七
号一六〇ページ●同日付政府調達第二四一号七二ペー
四回）衆会第二三号三二ページ

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五二〇円）　本号一部　一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）